Щ

場所及び日時.......盤出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う

及び日時......登議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所

ができる日……………………………………………………………………………………………参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙においてポスター掲示場への掲示を開始すること

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式...........

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式.

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時......

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長等の住所及び氏名...... 参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日.......

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長の事務の取扱い......

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額.

報

選管告示

目

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の期日等.....

毎週火・金曜日発行

4月11日 (木曜日)

山口県選挙管理委員会告示第四十四号 付

選挙期日

平成二十五年四月二十八日 選挙すべき議員の数

人

記

上投票を行う投票区及び投票の期日は、

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

中 村

正

昭

平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙において、

次のとおりである。

平成 25 年

熊毛郡上関町		柳		岩	防	萩				下	市
		井		国	府					関	町
		市		市	市	के वि				市	名
祝	八	平	平	柱	野	見	見	相	大	蓋	投
		郡	郡			島	島				票
		第	第			第	第				X
島	島	=	_	島	島	=	_	島	島	井	名
Ψ _r											
平成二十五年四月二十七日											投
± 毎											票
<u> </u>											の
					日						期
											日
											_

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時

: =

Ξ

参議院議員補欠選挙選挙長告示

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙を次の期日に執行する。

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

号山口市吉敷赤田 住 選 一丁目一三番一〇 挙 所 中村 氏 長 正昭 名 下関市長府黒門南町二番二三号 住 選 挙 長 職 務 所 代 理 千葉潤 氏 者 郎 名

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

中 村 正

昭

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

会の場所及び日時は、次のとおりである。 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中

村 正

昭

日時 場 所 平成二十五年四月三十日午前十時 山口市滝町一番 号 山口県庁

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

運動用ビラに貼る証紙の様式は、 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙 次のとおりである。

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村

正

昭

参議院山口県選挙区選出 議員補欠選挙ビラ

用紙は、特別の紙質を使用し、 山口県選挙区(番号) 地紋を入れるものとする。 山口県選挙管理委員会

備考

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

活動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における政治

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

中

村

正

昭

平成25年執行 補 選 治 活 動 用 区(番号) 山口県選挙管理委員会

議

政

第

用紙は、特別の紙質を使用し、 地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第五十号

開始することができる日は、 補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙において、候 次のとおりである。

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

開始期日 平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における各候

平成二十五年四月十一日

山口市滝町一番一号 山口県庁

山口県選挙管理委員会委員長

中

村

正

昭

日時 場所 平成二十五年四月十一日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における選挙 次のとおりである。

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

昭

中 村 正

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

Щ

日時 場 所

平成二十五年四月十二日午後五時三十分

山口市滝町一番一号

山口県庁

者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙における候補

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

中 村

正

昭

制限額 三九、二二二、一〇〇円

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

拳立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者 平成二十五年四月二十八日執行の参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙において、選

の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりであ

平成二十五年四月十一日

る

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙選挙長 中 村

正 昭

日時 平成二十五年四月二十六日午前十時 山口県庁

山口市滝町一番一号

Ξ

平成二十五年四月十一日発行平成二十五年四月十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁